

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	住居・生活総合支援事業	事業開始年度	平成21年度(第二次補正予算)			作成責任者
担当部局	職業安定局	担当課室	雇用開発課就労支援室			就労支援室長
会計区分	一般会計 労働保険特別会計(雇用勘定)	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	住居や生活に困窮する求職者の方に対し、ハローワークにおいて恒常的にワンストップの総合相談等を行えるよう、全国の主要なハローワークに「住居・生活支援アドバイザー」を設置し、第二のセーフティネット支援施策及び関連支援施策に関する総合相談及び実施機関への誘導を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	住居・生活支援アドバイザーは以下の事業を行う。 ①利用者に対する職業相談及び住居・生活支援に関する総合相談 ②第二のセーフティネット施策及び関連支援施策に関する制度説明 ③第二のセーフティネット施策に係る要件確認 ④第二のセーフティネット施策及び関連支援施策の実施機関への誘導					
実施状況	【平成21年度(平成22年4月末時点)】 ① 住居・生活支援アドバイザー配置数:263名 ② 住居・生活支援アドバイザーの活動実績 ・ 新規相談件数 : 9,188件 ・ ハローワーク以外の他機関への誘導件数 : 7,752件 ※同一者への複数誘導あり					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)			271	1,158	1,423
	執行額			124		
	執行率			45.8%		
	総事業費(執行ベース)			124		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働局を通じて、事業の実施状況を毎月把握している。 ・支出先は、公共職業安定所(地方経費) ・支出用途は住居・生活支援アドバイザーの謝金・旅費(関係機関への移動旅費)・庁費(初度調弁費及び電話料金) 				
	見直しの余地	当該制度は平成21年度第2次補正予算により開始したばかりであり、見直しのための検証にはより長期の期間が必要。				
予算監視の・所見率化	概ね妥当であるが、引き続き予算の執行状況等に留意し、今後見直すべきところは予算に反映すべき。					
補記						

厚労省
124百万円

(住居・生活総合支援事業)



【予算示達】

A. 都道府県労働局
124百万円

(住居・生活支援アドバイザー設置費)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	住居・生活支援アドバイザー謝金	79			
旅費	関係機関連絡旅費	0.6			
庁費	住居・生活支援アドバイザー活動経費	44			
計		124	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0